

2009.06.26

## 化学物質管理政策に関するアンケートについて

民主党『次の内閣』化学物質対策PT

1. 今回の化審法改正で日本の化学物質管理制度はどのように改善されるのですか。貴党の見解をお示し下さい。

○今回の改正によって、既存の化学物質が対象となり、かつ良分解性の物質が規制対象となることから、これまでより広範な化学物質が化審法の対象になることが期待される。

○製造・輸入量等の届出が義務化されたことでリスク評価の基礎となるデータが収集できるようになる。

○ただし、これらの改善点が有効に機能するためには、優先評価化学物質や特定化学物質の指定を適切に行うこと、的確なモニタリングによって制度の運用状況を適格に把握することなどが必要であり、党として今後とも厳正な施行を監視するとともに、制度の改善を図っていく。

2. 現在、化学物質を管理する法制度は、省庁縦割りで、国民には分かりにくいものになっています。たとえば、殺虫剤は農薬として使用する場合は農薬取締法（農水省）で規制されますが、家庭用園芸に使用する場合は対象外となります。ゴキブリなど衛生害虫用は医薬部外品として薬事法（厚労省）で規制され、管轄する法律も省庁も違います。アスベストを禁止する法律は労働安全衛生法のみで、国が約束したアスベストの使用を全面禁止する法律はありません。こうした省庁縦割りで隙間のある法制度をどのように改善していけばよいとお考えですか。貴党の見解をお示し下さい。

○生命・健康や生態系への悪影響を十分に考慮すること、予防的な取り組みを推進すること、子どもや胎児への影響を配慮すること、関係者の参加を確保することなどを基本的な理念とする、総合的で包括的な法制度にあらためるべきだと考える。

○このような考え方に基づいて今国会での化審法改正審議に臨み、ひとつの結果として附帯決議に「化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること。また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること」との1項を盛り込んだ。

3. 2020年までに化学物質による人健康と環境への健康を最小化する」という2020年目の目標を実現するために、どういう政策が必要だとお考えですか。貴党の化学物質管理政策の概要とロードマップをお示してください。

○民主党では、「化学物質政策基本法案（仮称）」についての検討を進めている。この基本法で基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の責務及び役割を明らかにするとともに、化学物質の適正な利用や化学物質によるリスクの低減に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための組織を設置し、化学物質の適正な利用とリスクの低減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進することを考えている。

○この法律の制定時期は未定だが、2002年のヨハネスブルグサミットで合意された「WSSD2020年目標」の達成は日本にとっても国際公約であり、期限までの確実な達成は至上命題だと考える。

以上